

## ◎ 総務部

### 第9回 総務部会

**日時** 平成30年12月14日(金) 午後3時～午後5時

**場所** 茨城県行政書士会事務局

**出席者** 飯塚副会長、間中部長、本郷副部長、三瓶部員、大川部員

#### 議題1 正副会長部長会出席報告について

間中部長より12月4日(火)に開催された正副会長部長会議について、出席報告があり、12月理事会の対応等を確認しました。

#### 議題2 新春交流会について

本件については次回1月の部会にてスタッフの役割分担等を検討するなど、2月22日の開催に向けて内容確認等の準備をすすめました。

#### 議題3 その他

事務局長より会務に関する報告等がありました。

### 第10回 総務部会

**日時** 平成31年1月21日(月) 午後2時～午後4時

**場所** 茨城県行政書士会事務局

**出席者** 飯塚副会長、間中部長、本郷副部長、三瓶部員、大川部員

#### 議題1 新春交流会について

2月22日開催予定の講演会並びに交流会における役割分担について検討しました。尚、次回の部会にて最終的な調整等を行うこととしました。

#### 議題2 理事会上程議案等について

本会就業規程の一部改定について、3月理事会に協議事項として上程することとしました。

#### 議題3 その他

平成31年度の総務部予算・事業計画等について協議、検討をしました。  
事務局長より会務に関する報告等がありました。

### 第4回 理事会

**日時** 平成30年12月18日(火) 午後3時30分～

**場所** 水戸京成ホテル 2階 瑠璃の間

**出席者** 正副会長、理事：25名、オブザーバー：相談役、監事、支部長、事務局長

#### 議題1 審議事項

第1号議案 「役員選任規程一部改正」について、原案どおり承認されました。【別紙1】  
第2号議案 「茨城県行政書士会封印業務の受託に関する規程」及び「茨城県行政書士会封印管理委員会運営規則」の一部改正について、原案どおり承認されました。【別紙2】

## 議題2 報告事項

- ア 平成30年度行政書士制度広報月間の結果について、報告がありました。
- イ 各部からの事業計画・報告について、報告がありました。

## 議題3 その他

- ア 平成31年度会長選挙日程（案）について
- イ 平成31年度定時総会・定期大会までの日程（案）について

### 【別紙1】

#### 役員選任規程第8条改正新旧対照表

旧	新
<p>(会長立候補の届出)</p> <p>第8条 会長候補者になろうとする者は、別記「様式第1号」会長立候補届に、別記「様式第2号」により個人会員50名以上の推薦書を添付のうえ、選挙告示で定められた届出期間内に、委員会に届け出なければならない。</p> <p>(以下、第2項掲載省略)</p>	<p>(会長立候補の届出)</p> <p>第8条 会長候補者になろうとする者は、別記「様式第1号」会長立候補届に、別記「様式第2号」により個人会員30名以上の推薦書を添付のうえ、選挙告示で定められた届出期間内に、委員会に届け出なければならない。</p> <p>(以下、第2項掲載省略)</p>

#### 役員選任規程第10条改正新旧対照表

旧	新
<p>(理事候補者の選出)</p> <p>第10条 支部推薦理事候補者は、会則第17条に定める定数の範囲内の数を役員選挙の行われる年の1月1日現在の支部会員数に応じて、50人に1人の割合（小数点以下四捨五入）で割当て、各支部から所定の様式により推薦された者のうちから選考委員会によって選出する。</p> <p>(以下、第2～3項の掲載省略)</p>	<p>(理事候補者の選出)</p> <p>第10条 支部推薦理事候補者は、会則第17条に定める定数の範囲内の数を役員選挙の行われる年の1月1日現在の支部会員数に応じて、65人に1人の割合（小数点以下四捨五入）で割当て、各支部から所定の様式により推薦された者のうちから選考委員会によって選出する。</p> <p>(以下、第2～3項の掲載省略)</p>

※別紙に関する規程改正施行日は平成30年12月18日です。（理事会承認日）

### 【別紙2】

#### 茨城県行政書士会 封印業務の受託に関する規程新旧対照表

旧	新
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、道路運送車両法及び同法施行規則並びに通達で定められた丁種封印受託者である茨城県行政書士会（以下「本会」という。）による封印の管理が適正に遂行されるとともに、丁種封印の再委託を受けた本会会員（以下「丁種会員」という。）が実施する封印の取付けが適正かつ円滑に実施され、もって自動車所有者及び使用者の負担軽減に資することを目的とする。</p> <p>(事業)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1) 本会が受託する封印の管理と再委託に関すること。</p> <p>(2)～(7) 略</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、道路運送車両法及び同法施行規則並びに通達で定められた丁種封印受託者である茨城県行政書士会（以下「本会」という。）による封印の管理が適正に遂行されるとともに、丁種封印の再委託を受けた会員（以下「丁種会員」という。）及び丁種会員の責任において再々委託を受けた行政書士が実施する封印の取付けが適正かつ円滑に実施され、もって自動車所有者及び使用者の負担軽減に資することを目的とする。</p> <p>(事業)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1) 本会が受託する封印の管理と再委託及び再々委託に関すること。</p> <p>(2)～(7) 略</p>

<p>(丁種会員名簿の調製) 第7条 略 2 委員会は、会員に対する丁種会員名簿への登載の可否について決定する。</p> <p>3 略 ＜新設＞</p> <p>(処分事項等) 第9条 略 2 ＜新設＞</p> <p>2 前項各号の処分をしようとする場合には、弁明の機会を与えなければならない。 3 委員会は、次の各号に定める解除事由にあたる場合は、当然に再委託を解除する。 (1)～(2) 略 (3) 行政書士法人にあって規程第12条ただし書の要件を満たさなくなったとき。 (4) 略 4 委員会は、第1項各号による処分又は第3項各号による再委託の解除を行った場合には、その者を直ちに丁種会員名簿より削除し、当該運輸支局長等へ報告しなければならない。 5 再委託の解除又は停止の処分を受けた者は、封印受領証等の書類及び未使用封印を直ちに返却しなければならない。</p> <p>(丁種会員名簿への登載) 第12条 会員は、委員会が定める年2回の受付期間中に、<u>丁種会員名簿への登載を申し込むことができる。</u>ただし、行政書士法人にあっては、再委託を受けようとする事務所ごとに、社員たる行政書士のうち、少なくとも1名以上が前条第1項の要件を満たしていなければならない。</p> <p>2～3 略 (守秘義務) 第13条 委員は、その任期中に職務上知り得た会員に関する情報等について、正当な事由なく漏洩してはならない。任期後においても同様とする。</p>	<p>(丁種会員名簿の調製) 第7条 略 2 委員会は、<u>丁種会員名簿への登載を希望する会員に対する名簿への登載の可否について決定する。</u></p> <p>3 略 4 <u>委員会は、調整した丁種会員名簿を公開するものとする。</u></p> <p>(処分事項等) 第9条 略 2 <u>丁種会員からの再々委託を受けた行政書士が、前項第一号及び第二号に定める事由に当たる場合は、再々委託をした丁種会員に対して、前項各号の処分を行うことができる。</u> 3 第1項各号の処分をしようとする場合には、弁明の機会を与えなければならない。 4 委員会は、次の各号に定める解除事由にあたる場合は、当然に再委託を解除する。 (1)～(2) 略 (3) 行政書士法人にあって規程第12条第1項ただし書の要件を満たさなくなったとき。 (4) 略 5 委員会は、第1項各号による処分又は第3項各号による再委託の解除を行った場合には、その者を直ちに丁種会員名簿より削除し、当該運輸支局長等へ報告しなければならない。 6 再委託の解除又は停止の処分を受けた者は、封印受領証等の書類及び未使用封印を直ちに返却しなければならない。</p> <p>(丁種会員名簿への登載) 第12条 <u>丁種会員名簿への登載を希望する会員は、委員会が定める年2回の受付期間中に、丁種会員名簿への登載を申し込むことができる。</u>ただし、行政書士法人にあっては、再委託を受けようとする事務所ごとに、社員たる行政書士のうち、少なくとも1名以上が前条第1項の要件を満たしていなければならない。</p> <p>2～3 略 (守秘義務) 第13条 委員は、その任期中に職務上知り得た行政書士に関する情報等について、正当な事由なく漏洩してはならない。任期後においても同様とする。</p>
--	--

茨城県行政書士会封印管理委員会運営細則 新旧対照表

旧	新
<p>(封印受領証の払出しと所有冊数の上限) 第5条 略 2 封印受領証の払出しは、使用中のものを含め、個人である丁種会員は1人につき<u>3冊</u>まで、法人である丁種会員は<u>3冊</u>に加えて、本会に所属する社員行政書士の人数に<u>3</u>を乗じた数を上限とする。 3～4 略</p>	<p>(封印受領証の払出しと所有冊数の上限) 第5条 略 2 封印受領証の払出しは、使用中のものを含め、個人である丁種会員は1人につき<u>5冊</u>まで、法人である丁種会員は<u>5冊</u>に加えて、本会に所属する社員行政書士の人数に<u>5</u>を乗じた数を上限とする。 3～4 略</p>

※別紙に関する規程改正施行日は平成30年12月18日です。(理事会承認日)

(見本)

※3枚複写式

様式第4号(細則5条関係)

旧

(A列4判)

封印請求書

年 月 日

関東運輸局 ○○ 運輸支局長 殿

所在地

名称 茨城県県行政書士会

代表者名 会長 ○○ ○○ 印

電話番号

次の登録自動車に取付ける封印( 個)を請求します。

	自動車登録番号	車台番号	確認印	新	完成検査	
1				規	予備検	
					保適	
2				管轄変更		
3				番号変更		
4				番号標再交付		
5				再封印		
				交換		

※確認印欄は支局で記載します。

封印受領証

年 月 日

関東運輸局 ○○ 運輸支局長 殿

住所

氏名又は名称 茨城県行政書士会

代表者名 会長 ○○ ○○ 印

上記に記載している登録自動車に取付ける封印( 個)を確かに受領しました。

氏 名 行政書士 ○○ ○○ 職印  
事務所所在地

(見本)

※3枚複写式

新

(A列4判)

様式第4号(細則5条関係)

茨運登封委丁第1号

### 封印請求書

年 月 日

関東運輸局 ○○ 運輸支局長 殿

所在地

名称 茨城県県行政書士会

代表者名 会長 ○○ ○○ 印

電話番号

次の登録自動車に取付ける封印( 個)を請求します。

	自動車登録番号	車台番号	確認印	新	完成検査	
1				規	予備検	
2			保適			
3					管轄変更	
4					番号変更	
5					番号標再交付	
					再封印	
					交換	

※確認印欄は支局で記載します。

### 封印受領証

年 月 日

関東運輸局 ○○ 運輸支局長 殿

住所

氏名又は名称 茨城県行政書士会

代表者名 会長 ○○ ○○ 印

上記に記載している登録自動車に取付ける封印( 個)を確かに受領しました。

氏 名 行政書士 ○○ ○○ 職印  
事務所所在地

# 平成31年 新春交流会

茨城県行政書士会・茨城県行政書士政治連盟の新春交流会が、行政書士記念日である2月22日午後2時22分より、水戸京成ホテルにて晴れやかに開催されました。

参加者は来賓、会員あわせて約300名の盛会となりました。

第一部では、本会顧問の参議院議員上月良祐氏を講師にお招きし、「茨城と日本の未来のために一新時代における行政書士の役割について」と題してご講演いただきました。旧自治省（現在の総務省）入職後、茨城県総務部長を経て元茨城県副知事という、行政書士制度や本会にとりまして大変関係性の深いキャリアをお持ちの講師の多年にわたる豊富な経験と実績に基づくお話しはとても説得力があり、会場の誰しもが熱心に聞き入っておりました。また、本会顧問の田所嘉徳衆議院議員と國井豊本会会長を交えての新春座談会のコーナーではホット

で興味深い話題が満載でとても好評でした。

第二部の交流会は、小野寺俊茨城県副知事、川津隆茨城県議会副議長、本会顧問の岡田広参議院議員、上月良祐参議院議員、田所嘉徳衆議院議員はじめ多くの国会議員、本会顧問の皆様、茨城県議会議員、市町村長、市町村議会議員、本会会員の市町村議会議員、関係団体の皆様にもご列席いただき盛大に開催されました。

平成最後となるこの新春交流会を通して、行政書士制度のPRはもとより、より一層のネットワークの構築ができたものと確信しております。

以上、新春交流会が成功裡に終了しましたことを報告しますとともに、当日の運営にご協力いただいた本会役員、会員の皆様、事前準備から尽力くださった事務局スタッフの皆様にも改めて感謝と御礼を申し上げます。

(総務部長 間中 宏)



平成31年3月1日(金)  
茨城新聞



平成31年2月27日(水)  
日本工業経済新聞



平成31年3月2日(土)  
日刊建設新聞



上月良祐先生のご講演



顧問 上月良祐参議院議員、國井会長、顧問 田所嘉徳衆議院議員による鼎談



國井豊会長の挨拶



小野寺俊副知事



川津隆県議会議長



橋本正裕境町町長による乾杯発声



高橋水戸市長と県内首長、議員の皆様



顧問 館静馬県議会議員発声による万歳三唱



抽せん会では地ビールの景品も！

# 頼れる街の法律家 行政書士にお任せ下さい

**2月22日は、  
行政書士記念日  
です。**

行政書士法が公布された日である昭和26年2月22日にちなみ、日本行政書士会連合会が「行政書士の自覚と誇りを促し、組織の結束と制度の普及を図る」ことを目的に、記念日と定めたものです。

(茨城県行政書士会の行政書士記念日事業)  
**茨城県行政書士会  
平成31年新春交流会**

**日時** 平成31年2月22日(金)

午後2時22分から午後5時まで(受付開始 午後1時30分～)

**場所** 水戸京成ホテル2階(水戸駅東口より徒歩5分)

茨城県水戸市三の丸1-4-73 TEL.029-226-3111

**次第** 第1部【新春講演会】 午後2時22分から

午後3時30分

**議題** 「茨城と日本の  
未来のために」  
—新時代における  
行政書士の役割について—



講師 伊藤副議員 茨城県行政書士会顧問  
上月 良祐氏

第2部【新春交流会】 午後3時40分から

午後5時



**茨城県行政書士会**

茨城県水戸市荻原町978-25 TEL.029-305-3731 <http://www.ibaraki-gyosei.or.jp/>

例えば…  
**こんな“困った”を解決します！**

①相続について知りたい



残されたご家族が困らないよう、プロの視点から相続についてアドバイスします。また、相続財産の調査や遺産分割協議書の作成も行います。

②遺言書をつくりたい



遺言は法律で定められた要件を満たす必要があります。みなさんの思いが正しく伝わるよう、行政書士が遺言書作成をお手伝いします。

③契約書を作りたい



大切な約束を書面に残すことは、後のトラブルを予防するためにも大切です。行政書士は契約書作成代理を行います。

④自動車の登録手続きをしたい



自動車の購入や、引越しいによる登録変更など、忙しい皆さんに代わって行政書士が管轄の運輸局や警察への手続き、書類作成を行います。

⑤日本国籍を取得したい



日本国籍の取得にかかわる法務大臣への帰化申請や、さまざまな審査書類作成など、各種手続きのアドバイスやお手伝いをします。

⑥土地活用について相談したい



自分の土地であっても、都市計画法や建築基準法、農地法といった関連法規に注意が必要です。土地活用のご相談も承ります。

## ◎ 広報・監察部

### 第27回、第28回、第29回、第30回、第31回、第32回 広報・監察部会

日時	第27回	第28回	第29回	第30回	第31回	第32回
	平成30年12月12日(水)	平成30年12月19日(水)	平成31年 1月10日(木)	平成31年 1月22日(火)	平成31年 2月 7日(木)	平成31年 2月21日(木)
	午後 1時30分～午後 3時30分	午前10時30分～午後 1時	午後 2時～午後 3時30分	午後 1時30分～午後 3時30分	午後 1時30分～午後 3時30分	午後 1時30分～午後 4時

**場所** 茨城県行政書士会事務局

出席者	第27回	第28回	第29回	第30回	第31回	第32回
	嶋田副会長、冷岡専門委員、池ノ上通信員	嶋田副会長、遠藤部長、石神部員、冷岡専門委員	遠藤部長、石神部員、冷岡専門委員	嶋田副会長、遠藤部長、石神部員、冷岡専門委員	嶋田副会長、遠藤部長、石神部員、冷岡専門委員	嶋田副会長、遠藤部長、石神部員、冷岡専門委員、大和田県北通信員

内容	第27回	第28回	第29回	第30回	第31回	第32回
	「行政いばらき新春号」発行について編集作業を行いました。	「行政いばらき新春号」発行について編集作業を行いました。	「行政いばらき新春号」発行について編集作業を行いました。	「行政いばらき新春号」発行について編集作業を行いました。	「行政いばらき新春号」発行について編集作業を行いました。	「行政いばらき新春号」発行について編集作業を行いました。
				「季のきらめきvol.8」発行について検討いたしました。	「季のきらめきvol.8」発行について検討いたしました。	「季のきらめきvol.8」発行について検討いたしました。

## ◎ 国土農地部

### 農業委員会窓口での立会調査

国土農地部員及び担当者の2名で、「茨城県行政書士会」の腕章を付けた上で、窓口申請に来たと思われる方に声をかけ、本人申請か代理申請か？代理申請の場合は何の代理権（資格）によってか？を質問し、行政書士法遵守について注意喚起を行いました。

常陸市役所

**日時** 平成31年 1月10日(木)  
午後 1時～午後 4時

**担当者** 石塚副部長、海老原建設副部長

**結果** 2人 内訳 行政書士2人



## 第2回 業務研修会

**日時** 平成31年1月16日(水) 午後3時15分～午後4時45分

**場所** 茨城県開発公社ビル4階大会議室

**出席者** 竹内副会長、久保部長、石塚副部長

**講師** 茨城県建築指導課 係長 関根 奈緒美 氏

**参加人数** 47名

**研修内容** 都市計画法許可制度について

都市計画法許可制度について、制度の概要や、各基準について全体的に研修を行いました。都市計画法の実務を行う上で、盲点となりがちな制度全体及び基礎的な知識を講義頂き、あらためて知識の整理をすることが出来ました。



熱心に講義に聞き入る受講生の方々



丁寧なご講義をありがとうございました！

## ◎ 建設部

## 第2回 業務研修会

**日時** 平成31年1月16日(水) 午後1時30分～午後3時

**場所** 茨城県開発公社ビル4階大会議室

**講師** ワイズ公共データシステム(株) 取締役 荻原 隆仁 様

**参加人数** 54名

**内容**

経営事項審査 最新情報からの今後について

- |                     |                      |
|---------------------|----------------------|
| ① 建設業界の現状           | ④ 専門工事企業の施工能力の見える化制度 |
| ② 解体工事業の経過措置の終了について | ⑤ 電気通信工事施工管理技術検定     |
| ③ 建設キャリアアップシステム     | ⑥ 経営事項審査について         |

昨年も甚大な被害をもたらした地震や台風などの自然災害と、公共事業予算や就業者数が縮小傾向にある建設業界の現状について説明があり、続いて経過措置が今年5月で終了する解体工事業について、そしてついに今年から限定運用が開始された、建設キャリアアップシステムや専門工事企業の「見える化」などについて、詳細な最新情報を交えた講義がなされました。

また、今回で4回目となる国土農地部との実務研修会の共催も、業務を補完し合うなど、少ない人数で効率的な運営がなされました。



## 第3回 建設部・国土農地部合同部会

**日時** 平成31年1月16日(水) 午後5時～午後6時

**場所** 茨城県行政書士会事務局

**出席者** 竹内副会長、下条建設部長、海老原副部長  
久保国土農地部長、石塚副部長

**議題** ・平成30年度 事業計画の実施状況の確認について協議を行いました。  
・平成31年度 事業計画について協議を行いました。

## ◎ 運輸交通部

### 日本行政書士会連合会との連絡会参加

**日程** 平成30年11月26日(月) 午後 1時～  
27日(火) 午前11時

**場所** ホテルグランドヒル市ヶ谷

**参加者** 飯塚副会長、深谷運輸交通部長

**内容** 参加都県の現状と問題点について協議を行いました。

### 埼玉会主催の近隣県との封印委託に関する法改正に伴う実務打合せ

**日時** 平成30年12月3日(月) 午後1時～午後4時

**場所** 埼玉県行政書士会館

**参加者** 深谷部長 及び東京、神奈川、千葉、栃木、埼玉、群馬、山梨、各会の代表者

**内容** 封印委託に関する意見交換と現状報告を行いました。

## 第2回 業務研修会

**日時** 平成31年1月23日(水) 午後1時30分～午後4時

**場所** 茨城県開発公社ビル1階中会議室

**参加者** 渡邊副会長、深谷部長、佐藤副部長、小野崎専門委員

**講師** 茨城県警より

**内容** 車庫証明実務研修 中庭警部他1名  
午後1時～午後2時30分

ヤード届け出実務と現状研修 高星警部補  
午後2時45分～午後4時



## ◎ 環境部

### 栃木県行政書士会が実施する産業廃棄物収集運搬業許可申請に係る診断書作成特別研修会に県内会員が受講

**日時** 受講日：平成31年1月24日(木) 午前9時30分～午後5時

**場所** 宇都宮文化会館

**受講者** 4名 茨城会では、これまでに計46名が受講修了

**内容** 修了証には、昨年以前に修了された方についても有効期限がありますので、ご注意ください。  
この研修修了者は、栃木県に産業廃棄物収集運搬業の許可申請において経理的基礎を有しない場合に必要となる経営診断書を作成提出できる行政書士になることができます。

## ◎ 国際部

### 改正出入国及び難民認定法施行の問題点について

「経済財政運営と改革の基本方針2018」(骨太方針)で検討されていました新たな就労資格に創設につきましては、中小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性の向上や国内人材の確保のための取組みを行っても(※1)人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、(※2)一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく、という方針が平成30年12月国会において、出入国及び難民認定法(以下「入管法」)改正案として可決され、本年4月より施行される運びとなりました。

(※1)人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野は下記の14業種に限定されたため、当該14業種以外の業種については「特定技能」での就労が不可能となりました。

1. 介護業
2. ビルクリーニング業
3. 素形材産業
4. 産業機械製造業
5. 電気・電子情報関連産業
6. 建設業(※)
7. 造船・船用工業(※)
8. 自動車整備業
9. 航空業
10. 宿泊業
11. 農業
12. 漁業
13. 飲食料品製造業
14. 外食業

また、「特定技能1号」就労後に5年の就労が認められ、本国家族の呼び寄せや永住許可への道が開かれている「特定技能2号」につきましては、法施行当初においては「建設業」「造船・船用工業」のみの適用となったため、他の業種対象者は「特定技能1号」終了後に帰国しなければならないこととなりました。

ところで1号特定技能外国人とは、相当程度の知識又は相当期間の実務経験を有する技能であって特段の育成・訓練を受けることなく直ちに一定程度の業務を遂行できる水準を保有する外国人であるため、当該業種の知識や経験がない者(いわゆる単純労働者・非熟練労働者)は対象の埒外となることが明らかとなりました。

当該業種の知識や経験につきましては、特定産業分野所管行政機関が定める「分野別運用方針」において、当該特定産業分野(前述14業種)の業務区分に対応する試験等を実施し確認すると共に、ある程度の日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力を有することを基本としつつ、特定産業分野ごとに業務上必要な日本語能力水準が求められるため、特定産業分野所管行政機関が定める日本語能力試験等を実施し確認することとなりました。

さらに注目すべきところは、「特定技能」の在留資格が取得できる対象者を当初、ベトナム・フィリピン・カンボジア・中国・インドネシア・タイ・ミャンマー・ネパール・モンゴルの9ヶ国に限定したことです。その理由の一つとしては、本邦で有罪判決を受けた等の被送還者について自国引取義務を適切に履行していない国、不法滞在、送還忌避、濫用・誤用的難民認定申請、悪質な仲介事業者等の放置、人身取引等の事象が発生している国などを実質的に排除したものと思われます。

前述の

(あ) 当該特定産業分野（前述14業種）の業務区分に対応する試験

(い) 特定産業分野ごとに業務上必要な日本語能力試験

(う) ある程度の日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力試験

につきましては、特定技能候補者の利便性を考慮して、分野所管行政機関及び日本語試験実施機関が原則として国外（該当9ヶ国？）で実施することとなります。しかし、2月1日時点で試験等に関する情報は公表されておらず、改正入管法施行後も相当の期間を要するものと思われま

在留資格	特定技能	技能実習	技・人・国	身分上の在留資格
学歴	不問	不問	大学卒業同等	不問
実務経験	必要	不問	原則不問	不問
日本語能力	N4	入国前後 (※介護N4⇒N3)	不問	不問
雇用期限	5年 (2号5年延長)	3年 (優良5年)	雇用契約による	不問
賃金	日本人と同等以上	最低賃金以上	大卒者同等以上	不問
就業分野	限定	限定	不問	不問
就業内容	現業	現業	専門分野	不問
退職・再就職	同一産業内のみ 自由	原則不可	技・人・国での 就労に限り自由	就労制限なく 自由

## ◎ 市民法務部

### 第9回 市民法務部会

**日時** 平成30年12月11日(火) 午後1時～午後3時30分

**場所** 茨城県行政書士会事務局

**出席者** 古川副会長、増戸部長、永塚副部長、中村部員

- 事業の内容**
1. 法教育の反省・次回の準備  
先月実施した法教育について、学校側から良好な評価をいただきました。  
また、1月実施の法教育についての準備・確認を行いました。
  2. 企業支援PTについて  
勉強会実施に向け、説明会等、準備を粛々とすすめていくことを確認しました。
  3. 災害支援相談員研修の支部への移行について  
次年度以降、本会側で事務処理・講師派遣を行い、支部側で会場の確保・参加者募集を行う方向で進めていくこととしました。
  4. 市民法務部の業務量の整理について  
市民法務部の業務量が突出して多いことに鑑み、本来業務と社会貢献業務（法教育、災害支援関係、市民相談センター等）に分け、社会貢献業務は執行部の担当、又は委員会として分離独立を検討していくこととしました。

### 第10回 市民法務部会

**日時** 平成31年1月11日(金) 午後1時～午後4時

**場所** 茨城県行政書士会事務局

**出席者** 古川副会長、増戸部長、永塚副部長、中村部員、清水部員

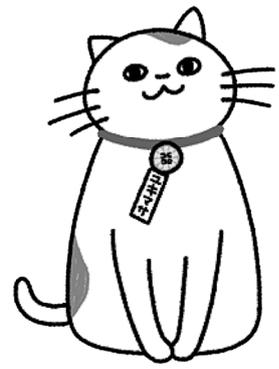
- 事業の内容**
1. 法教育、次回の準備について  
今月実施予定の法教育（2校）について、レジュメ等、事前確認を行いました。
    - ① 1月28日（月）石岡市立北小学校 テーマ「著作権」
    - ② 1月31日（木）日立市立宮田小学校 テーマ「国際化」
  2. 企業支援PTについて  
今後の日程につき、確認を行いました。
  3. 予算概要について  
ほぼ前年度同様の予算組みをしていくことにしました。
  4. 今後の市民法務部の担当について  
前回同様、市民法務部の業務量が突出して多いことに鑑み、部外でも可能な業務を精査したところ、以下の通りで要望を出すことにしました。
    - ① 災害支援相談員研修  
今後の運営の道筋も立てられたことから、総務部に研修の運営を行っていただけるよう依頼することとしました。
    - ② 法教育  
今後、新たな講師養成等を行ったうえで別組織として、業務から切り離せるよう、進めていくことにしました。
    - ③ 成年後見  
本会として、コスモス茨城支部と連携すべき担当部署を保健風営部に依頼してゆく方向ですすめることにしました。

**事業報告**

- 平成30年12月 6日(木) 八士会無料相談会反省会（水戸市）に会長と副会長と部長が参加しました。
- 平成30年12月11日(火) 中小企業支援勉強会の参加者に向けて説明会を行いました。
- 平成30年12月26日(水) 障害福祉関連業務等研究会について副会長と部長が事務局で打ち合わせをしました。
- 平成31年 1月10日(木) 石岡北小学校で部長と副部長が法教育の打ち合わせをしました。
- 平成31年 1月17、24日(木) 中小企業支援勉強会・補講（公社5階小会議室）
- 平成31年 1月28日(月) 石岡北小学校で法教育を行いました。



平成31年 1月31日(木) 日立市宮田小学校で法教育を行いました。



# ◎ 申請取次行政書士管理委員会

## 平成30年下半期（7～12月） 申請取次実績報告書の集計結果

集計日：平成31年2月18日（月） （平成31年2月15日時点での提出者）

報告書提出対象者総数165名 提出者153名 未提出者12名

実績0件	102名	実績10件	1名	実績46件	3名
実績1件	9名	実績11件	3名	実績53件	1名
実績2件	5名	実績12件	1名	実績62件	1名
実績3件	2名	実績13件	2名	実績73件	1名
実績4件	1名	実績19件	1名	実績85件	1名
実績5件	4名	実績21件	2名	実績97件	1名
実績6件	1名	実績22件	1名	実績128件	1名
実績7件	1名	実績25件	1名		
実績8件	1名	実績29件	2名		
実績9件	2名	実績40件	2名		
0～9件の方	128名	10件以上の方	25名		
		提出者の合計	153名		

※ 国ごとの申請件数は別紙の集計表を参照願います。

平成30年下半期において東京入国管理局長から交付された届出済証明書を有しており、当該報告の対象者となる方は165名おりますが、実際にご提出を頂いた方は153名であり、今般の提出率は92.73%でした。

また、申請取次行政書士管理委員に選任されるための要件とされる「年平均10件以上」の申請件数を上半期のみで満たす方は25名であり、提出者全体のうち16.3%でした。

（申請取次行政書士管理委員会規程第6条第2項第6号）

【参考】実績0件 = 102名（提出者全体の66.7%）

実績1件以上 = 51名（提出者全体の33.3%）

**※未提出の方は、至急提出ください。実績報告書の提出がないと、申請取次行政書士管理委員会規程第9条2項3号により、申請取次資格の更新ができません。**

# 申請取次実績報告書

※ 集計対象者：平成31年2月15日時点の提出者  
 ( 報告書提出対象者総数:165名 提出者:153名 未提出者:12名 ) (平成30年6月～平成30年12月)

申請の種別 申請者の国籍	在留資格認定証明書	資格外活動許可	変更	更新	在留資格取得	永住	再入国	就労資格証明書	在留カード交付	合計
中華人民共和国	72	9	55	75	0	13	0	3	0	227
大韓民国	5	0	3	5	0	1	0	0	0	14
フィリピン	26	0	16	60	1	5	0	0	0	108
タイ	25	0	6	42	1	4	0	0	1	79
ブラジル	0	0	0	47	2	5	2	0	0	56
インド	9	0	2	3	1	1	1	1	0	18
パキスタン	10	0	1	26	0	5	1	0	0	43
ネパール	16	7	17	46	1	4	0	0	1	92
バングラデシュ	9	0	2	27	1	2	0	0	0	41
スリランカ	7	1	2	17	0	1	0	8	0	36
ベトナム	63	4	40	33	0	1	1	5	0	147
インドネシア	2	0	10	2	0	0	0	0	0	14
マレーシア	0	0	0	3	1	0	0	0	0	4
イラン	1	0	0	3	1	0	0	0	0	5
台湾	3	0	0	3	0	1	0	0	0	7
モンゴル	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
イタリヤ	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
トルコ	1	0	0	0	0	1	0	0	0	2
ドイツ	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
アフガニスタン	4	0	0	9	0	0	0	0	0	13
アメリカ	2	0	0	6	0	0	0	0	0	8
カナダ	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
ベルー	8	0	0	10	0	4	0	0	0	22
ロシア	0	0	2	0	0	2	0	0	0	4
カンボジア	8	1	7	9	0	4	0	0	0	29
ガーナ	3	0	0	3	0	0	0	0	0	6
ナイジェリア	2	0	1	1	0	0	0	0	0	4
ミャンマー	0	0	3	0	0	0	0	0	0	3
ボリビア	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
ラオス	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
イラク	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
カンボジア	0	0	16	0	0	0	0	0	0	16
グアテマラ	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2
ルーマニア	0	0	0	2	0	0	0	1	0	3
	282	22	184	433	11	54	5	18	2	1011

## ◎ 会員指導委員会

### 第10回、第11回会員指導委員会

**日時** 平成31年1月10日(木)、2月7日(木) 午前10時30分～午後1時

**場所** 茨城県行政書士会事務局

**出席者** 飯塚委員長、嶋田副委員長、安委員、中山委員、間中委員、遠藤委員

#### 議題1 会費滞納会員への対応

滞納会員の状況確認の後、会則第90条第1項の規定に基づく個々への対応（呼出、調査の必要性）について検討いたしました。

#### 議題2 会員への苦情対応

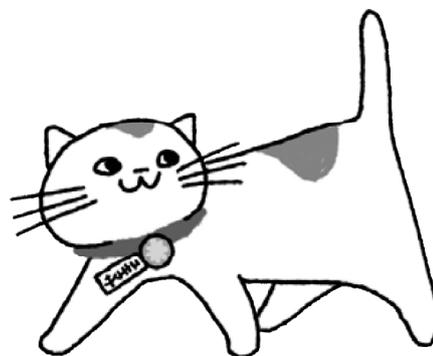
案件ごとに対応を検討いたしました。

#### 議題3 コンプライアンス研修会について

新年度新制度への移行について検討いたしました。

#### 議題4 その他

会議終了後、会費滞納会員の呼出、職務上請求書払出の実施、コンプライアンス研修会の開催を行いました。



## 会費滞納について

突然ですが、問題です。

Q: 1日あたり **約165円**・・・これは何の金額でしょうか？

A: 答えは、茨城県行政書士会会員が本会に納付する **会費** を **日額** に換算した金額です。

茨城県行政書士会の月額会費は5,000円ですので、年間の会費額は6万円(5,000円×12ヶ月)です。この6万円を1年365日で除すると、164.3835・・・約165円となります。

茨城県行政書士会の各会員が全員 **公平に負担** すべきコストは1日あたり約165円です。

日常生活において165円で何が買えるでしょう？

言い換えるならば、一日あたり165円を捻出することが、極めて困難であると感じますか？！

行政書士事務所経費のランニングコストの日額は幾らくらいでしょう？

補助者や雇用スタッフの有無、家賃の有無等により、個々の事務所の運営経費が異なるのは当然のことですが、本会会費相当分の日あたり165円を捻出することが出来ないとするならば、大変失礼ながら、**正常な業務遂行や事務所運営は、極めて困難な状態ではありませんか？！**

仕事が減少した、体調が悪い・・・等々

会費滞納や未納の会員に事情を伺うと、「だから仕方が無い」といった答えが返ってきます。

会費の減免や延納等の正規手続きがあるにも関わらずこれらを利用しない、或いは **正当な理由のない会費の未納や滞納は、もう止めにしませんか？！**

然るべき時期に規定の会費納入が出来ないことは、行政書士として恥ずべきことであるのだと、どうか自覚して下さい。

日本中の何処であれ行政書士として開業する限り、**単位会入会と所属単位会への会費納入**は必須です。

これを**回避するには、「廃業」**しか道はありません。

「職業選択の自由」が憲法で保障されています。しかし、選択した職業に付随するルールや負担を個人の都合や利己的な思考等により「守らない」「履行しない」自由については、憲法は保障していないはずです。

会費納入をはじめ、当り前のことを『あたりまえ』に出来る行政書士でありたいものです。

## 大切なお知らせ

# 1. 会費滞納者及び法的措置対象者の公表について

本会の運営は、会員各位が納入された会費によって成り立っています。

しかし、一部の会員にあっては会費滞納に対する意識欠如のためか一向に改善努力も見られず、その対応に苦慮いたしております。このことは本会の事業遂行に大きな妨げとなることはもとより、適時納入義務を全うしている会員との間に著しく公平を欠く要因となることから解決すべき一大案件であります。

そこで本会では、平成26年10月1日から施行されました「会費滞納者の公表に関する規程」を今般改正し、より厳しい手段を講ずることにより、会費滞納の解消並びに滞納者ゼロを目指すこととし、平成28年12月20日開催の理事会において提案し承認可決され、同日施行されましたのでお知らせいたします。

### 主な改正点

- ① 規程のタイトルを変更（法的措置対象者を追加対象者とするため）  
旧：会費滞納者の公表に関する規程  
新：会費滞納者及び法的措置対象者の公表に関する規程
- ② 第2条（用語の意義）に第3号を次のとおり追加する。  
(3)「法的措置対象者」とは、本会が要請した支払督促、若しくは提訴した民事訴訟（少額訴訟・通常訴訟）の相手方である会員（個人会員にあっては会員、法人会員にあっては法人及び本会に所属する社員）をいう。
- ③ 法的措置対象者を掲示するため、本条を新設追加する。  
(法的措置対象者の掲示)  
第4条の2 法的措置対象者に該当した場合、次の事項をインターネット上の本会ホームページ中会員専用ページ及び本会事務局内掲示板の両方に掲示する。  
(1) 個人会員にあっては事務所名及び会員名  
(2) 法人会員にあっては法人名及び本会に所属する社員名  
法的措置となる問題が解消されたとき（本会が支払督促、若しくは民事訴訟を取下げた場合を含む。）には、すみやかに掲示したすべてを削除する。

### 会費の減免について

特別な事由により会費の納付が困難な状況がある場合には、会則に延納や減免の申出をすることができる規定があります。（会則第15条）

## 2. 「職務上請求書」 払出方法について

『茨城県行政書士会職務上請求書払出規程』の施行（平成26年10月1日）により、職務上請求書の払出方法は以下のとおりとなっております。

①払出日が設定されています。



→原則第1木曜日・第3木曜日 午後2時～5時  
(3/28・4/4・4/18・5/9・5/23)

職務上請求書払出の際、会員指導委員会による「使用済職務上請求書」の内容確認があります。

※不適正な使用・未記載等がある場合、即日の払出しが出来ない場合があります。

※郵送申込みの場合も、上記払出日に内容確認のうえ送付いたしますので、時間に余裕を持ってお申込み下さい。

②「コンプライアンス研修会」の受講が必要です。

規程により、職務上請求書の購入には、従来の「購入申込書」「誓約書」に加え、本会の開催する『コンプライアンス研修会』を受講したことを証する「修了証」の提示が必要となります。

### コンプライアンス研修会 受講申込書

平成 年 月 日

希望日の申込欄に○印を記入して、本会事務局までFAXまたはメールでお申込み下さい。

	日 時	場 所	申込欄
4月期	4月4日(木) 午後1時30分～午後4時30分	茨城県開発公社ビル5階小会議室	
5月期	5月9日(木) 午後1時30分～午後4時30分	〃	

【申込期限：開催日の5日前まで】

事務所所在地：	
会員氏名：	登録番号：第 号

※本人確認のため、必ず「行政書士証票」をご持参下さい。

※遅刻された場合、「修了証」は発行しません。研修会の最後に、効果測定を行います。

※「コンプライアンス研修会」を受講後、職務上請求書をご購入される方は職印をお持ち下さい。

本会事務局 FAX：029-305-3732 e-mail：staff@ibaraki-gyosei.or.jp

「コンプライアンス研修会」についての告知

平成26年10月1日施行の「茨城県行政書士会職務上請求書払出規程」に規定された「コンプライアンス研修会」を受講された会員の皆様の中で、平成26年8月1日から9月26日までの間に開催された規程施行前特別研修会（計15回）を受講された皆様は、その「修了証書」の有効期限が本年9月30日となっております。期限間際の混雑や期限切れを避ける意味で、2回目の研修会は余裕をもって受講されるようお勤めいたします。

## 3. 職務上請求書の購入について

### 職務上請求書購入日

職務上請求書払出日にのみ、購入ができます。

原則毎月第1・3木曜日 午後2時～午後5時

近くは3/28・4/4・4/18・5/9・5/23となります。

### 購入方法

購入を希望される会員は、払出日までに以下のものを事務局までご持参いただくか、ご郵送ください。

- ①購入申込書（別紙様式第2号）※職印押印
- ②誓約書（別紙様式第3号）※職印押印
- ③使用済みの職務上請求書
- ④職務上請求書払出研修会またはコンプライアンス研修会の修了証の写し

#### ※注意事項※

- ・窓口で購入する場合には、行政書士証票または会員証をご提示ください。
- ・会費滞納会員、補助者、使用人行政書士は購入できません。
- ・代金は一冊800円です。（郵送の場合には、使用済みの職務上請求書と購入された職務上請求書と一緒にゆうちょ銀行の払込取扱票を同封いたしますので、代金と送料を後ほどお支払いください。）

### 購入冊数

個人会員 使用中の職務上請求書を含め2冊まで

法人会員 本会に所属する社員行政書士の人数×2 + 2冊まで

### 保管方法

- ・職務上請求書控え綴りは使用済みの日付から2年間の保管義務があります。ただし、その保管期間が過ぎた場合でも、会員指導委員会の確認を受けるまでは廃棄しないでください。確認前に紛失または廃棄してしまった場合は、「顛末書」を提出いただきます。
- ・書き損じや不使用になった場合でも、破棄や切り離しをせず、斜線を引くなどの無効処理を行い、控え綴りに保管してください。
- ・登録の抹消または法人を解散する場合には、必ず事務局まで返戻してください。

### 紛失・盗難された場合

- ・【使用済みの職務上請求書の場合】  
「顛末書」と使用済みであることを証明する帳簿（事件簿）の写しを添えて、その理由を本会事務局に報告してください。
- ・【使用中の職務上請求書】  
所轄の警察署へ届出するとともに、「顛末書」により本会事務局に報告してください。不正利用防止のため法務局・茨城県・日本行政書士会連合会へ連絡いたします。

平成 年 月 日

## 茨城県行政書士会

会長 國井 豊 殿

登録(法人)番号 :

支 部 :

氏 名(法人名称) :

職印

## 「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」

## 購 入 申 込 書

## 1. 購入部数 (いずれかに○を付し、必要事項を記入すること。)

1 冊	2 冊	3 冊以上	( ) 冊
			備考：所属する社員行政書士の数 ( ) 名

※「3冊以上」は、行政書士法人である会員のみ選択できます。

## 2. 業務の種類 (主たる取扱い業務を明記すること。)

## 3. 添付書類 (添付するものに○をつけること。)

## ① 誓約書

## ② 使用済み職務上請求書の控え

〈添付しない場合の理由〉

- ・ 初回の購入申込み
- ・ 紛失 その他 (顛末書により詳細な理由を記載すること)

※以下は記入しないでください。

払出し番号					特記事項
確 認 印	申込書	誓約書	控え	払出履歴	

## 誓約書

私（達）は、「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書（以下「職務上請求書」という。）」の購入及び使用に際し、以下の事項を誓約します。

### 1. 私（達）が職務上請求書を取り扱う際の誓約

- (1) 職務上請求書は、行政書士として職務上必要な請求に限り使用し、これ以外の請求や、身元調査等人権侵害のおそれがある場合は、使用しません。
- (2) 職務上請求書には、日本行政書士会連合会が定めた記入要領に反した記載（記入要領の定めにより記載することとされた事項を記載しないことを含む。）は行いません。
- (3) 職務上請求書には、不実の記載をしません。
- (4) 控えは2年間保管し、所属単位会等からの提出要請があれば、これに応じます。
- (5) 廃業の届出その他行政書士法第7条の規定により登録が抹消されることとなった場合又は解散の届出その他行政書士法第13条の19の規定により解散することとなった場合は、所属単位会に未使用分の職務上請求書を速やかに返戻します。

### 2. 私（達）以外の者による職務上請求書の不正使用を防止するための誓約

- (1) 職務上請求書は、何人にも譲り渡さず、かつ使用人である行政書士に使用させる場合又は使者として補助者を用いる場合を除き、他人に使用させません。
- (2) 職務上請求書は、盗難、紛失又は毀損を防止するよう適切に管理し、紛失、盗難時には、速やかに所属単位会に報告するとともに、警察署に届け出ます。
- (3) 私（達）の使用人である行政書士又は補助者が、私（達）が購入した職務上請求書に関して行った行為については、その責任を負います。

### 3. 上記1又は2に違背することは、行政書士又は行政書士法人の信用又は品位を害し、行政書士又は行政書士法人たるにふさわしくない重大な非行に該当し、処分を受けるに相当するものであることを認識します。

### 4. 職務上請求書の不適切な取扱いに関して、都道府県知事による懲戒処分又は所属単位会による会則の規定に基づく処分がなされた場合には、以下の措置が取られることについて、何ら異議を申し立てません。

- (1) 所属単位会に未使用分の「職務上請求書」を速やかに返戻し、一定期間新たな購入ができないこと。
- (2) 日本行政書士会連合会が定める方法により、氏名又は法人名称及び処分内容等が一般国民に対し一定期間公表されること。

日付	平成 年 月 日	所属単位会	茨城会
登録(法人)番号		会員番号	
氏名(法人名称)	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">職印</div>		

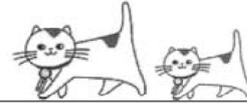
〈以下、単位会記入欄〉

払出し管理番号	
---------	--

## 4. 「補助者証」有効期限及び補助者研修会の開催について

『茨城県行政書士会補助者規程』の一部改正（平成26年10月1日）により、「補助者証」の取扱いは以下のとおりとなっております。

① 「補助者証」に有効期限が設定されています。



◇新規登録した補助者

有効期限 登録から2年間

◇登録更新した補助者

有効期限 登録更新から5年間

※有効期限の3か月前から、「補助者証」の更新が可能です。

② 「補助者研修会」の受講が必要です。

補助者規定第6条3の規定より、「補助者証」更新手続きの際、研修会の受講を修了したことを証する「修了証」の添付が必要となります。

次回「補助者証」更新時まで、研修会を必ず1度受講して下さい!!

### ◆補助者研修会日程◆

日 時：2019年5月20日（月）午後1時30分～

場 所：茨城県開発公社ビル 1階中会議室

受 講 料：500円

## 【補助者研修会 受講申込書】

平成 年 月 日

希望日の申込欄に○印を記入して、本会事務局までFAXまたはメールでお申込み下さい。

	日 時	場 所	申込欄
5月期	5月20日（月）午後1時30分～午後3時30分	茨城県開発公社ビル 1階中会議室	

【申込期限：開催日の7日前まで】

支部名：

会員名：

補助者名

（補助者証No. \_\_\_\_\_）

※補助者証No.が不明の方は、記載しなくて構いません。

※補助者1名につき、申込書を1枚ご提出下さい。

※本人確認のため、必ず「補助者証」をご持参下さい。

※遅刻された場合、「修了証」は発行しませんのでご注意願います。

本会事務局 FAX：029-305-3732 e-mail：staff@ibaraki-gyosei.or.jp

## 5. 補助者証をご確認ください！

補助者を設置している会員の皆様におかれましては、補助者証をご確認ください。



旧タイプ

(有効期限が記載されてない。平成28年10月1日以降は使用不可。)



新タイプ

(有効期限が記載されている。)

### 1. 補助者証が旧タイプの場合

#### ①引き続き補助者を設置する方は……

速やかに「補助者研修会」を補助者に受講していただき、「補助者設置届」を事務局にご提出ください（郵送可）。

#### ②補助者を設置しない方は……

補助者廃止届と補助者証を速やかに事務局にご提出ください（郵送可）。

### 2. 補助者証が新タイプの場合

記載されている有効期限にご注意ください。有効期限内に「補助者研修会」を受講していただき、「補助者証更新申請書」（期限3か月前から受付）を事務局にご提出ください（郵送可）。

※補助者証は即日発行できません。余裕をもってお手続き願います。

皆様のご協力をお願いします。

# 大切なお知らせ

## 懲戒処分情報の公表に関する規程について

本規程は、本会の適正な運営の一環として、本会会員に対する行政書士法若しくは本会会則に基づく懲戒処分に関する一定の情報を一定期間公表することにより、会員各自の自覚や注意喚起を促し、懲戒対象事案発生の抑止効果を期待するとともに、県民等が依頼者として本会会員に業務委託をするか否か等の判断材料の一つとしていただくなど、消費者（顧客）の取引の安全の一助になることを願っております。

なお、本規程は平成29年9月26日の理事会において提案し承認可決され、同日施行されておりますことをお知らせいたします。

(趣旨)

第1条 本規程は、茨城県行政書士会会則（以下「本会会則」という。）第3条及び第4条の規定を遵守するとともに、茨城県行政書士会（以下「本会」という。）の適正な運営を図ること並びに国民の信頼に応え、国民の権利を擁護することを目的とし、本会の懲戒処分に関する情報の公表について必要な事項を定める。

(公表する事項)

第2条 本規程により本会が公表する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 行政書士法（以下「法」という。）第14条又は第14条の2の規定に基づく茨城県知事（以下「知事」という。）による会員の懲戒処分
- (2) 本会会則に基づく会長による会員の処分

(知事による懲戒処分の公表)

第3条 前条第1号の公表事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、被処分者である行政書士又は行政書士法人以外の人物を特定することが可能な情報は、公表しないものとする。

- (1) 氏名又は行政書士法人の名称
  - (2) 登録番号又は法人番号
  - (3) 事務所名称及び事務所所在地
  - (4) 懲戒処分の年月日、内容及びその理由
- 2 公表の期間は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 法第14条第1号、第14条の2第1項第1号又は同条第2項第1号の処分は、処分の日から1年
  - (2) 法第14条第2号、第14条の2第1項第2号又は同条第2項第2号の処分は、業務の停止の日から期間終了の翌日より2年
  - (3) 法第14条第3号、第14条の2第1項第3号の処分は、処分の日から5年

(公表する会長による処分の種類)

第4条 第2条第2号により公表する処分の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 訓告
- (2) 会員の権利の停止
- (3) 廃業、解散又は従たる事務所の廃止の勧告

(会長による処分の公表)

第5条 第2条第2号の公表事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、被処分者である行政書士又は行政書士法人以外の人物を特定することが可能な情報は、公表しないものとする。

- (1) 氏名又は行政書士法人の名称
  - (2) 登録番号又は法人番号
  - (3) 事務所名称及び事務所所在地
  - (4) 懲戒処分の年月日、内容及びその理由
- 2 公表の期間は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 訓告処分は、処分の日から1年
  - (2) 会員の権利の停止処分は、会員の権利の停止の日から期間終了の翌日より1年
  - (3) 廃業の勧告、解散の勧告又は従たる事務所の廃止の勧告処分は、処分の日から5年

(公表の方法)

第6条 第2条に規定する公表事項は、本会の会報若しくはインターネット上のホームページ又はその両方に掲載することで公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程を改正又は廃止するときは、理事会の決議を経なければならない。

附則

(施行期間)

- 1 この規程は、平成29年9月26日から施行する。

## ◎ 特定行政書士委員会

### 平成31年度の法定研修の日程について

**申込受付期間** 平成31年4月25日(木)～6月21日(金)

**考査実施日** 10月20日(日)

**講義実施期間** 例年8月～9月

**内容**

特定行政書士になられた会員の方は、申請書や届出書に積極的にご自身が特定行政書士であることを記載して行政や顧客にアピールしています。

積極的に申し込んでいただき、ワンランク上の行政書士事務所として行政や顧客に一目置かれる存在となりましょう。

## ◎ 封印管理委員会

### 第3回 封印管理委員会

**議題** 法改正による事務打合せ

法改正による規約の改正検討、隣接都県の運輸支局との封印取付業務委託について検討しました。

**日時** 平成30年12月5日(水) 午後1時～午後3時

**場所** 茨城県行政書士会事務局

**出席者** 渡邊副会長、深谷委員長、佐藤副委員長、小野崎委員

### 丁種会員名簿の提出

**日時** 平成30年12月14日(金) 午前10時～正午

**場所** 茨城運輸支局及び茨城県自動車販売店協会

**参加者** 深谷委員長

**内容** 現状を報告し新名簿の内容説明をし、提出しました。

### 丁種封印取扱者への受領証配付

**日時** 平成30年12月18日(火) 午後1時30分～午後3時

**場所** 茨城県行政書士会事務局

**出席者** 佐藤副委員長

**内容** 丁種出張封印受領証払出業務を行いました。